

HP も是非ご覧ください！

相続 松本

検索

↑ 「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成 27 年 11 月

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アタージヨ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

セミナー開催のご案内

日ごとに秋が深まってきましたが、皆さまお元気でご活躍のことと存じます。

さて、今回の相続通信は、松本市において2週連続で開催予定のセミナーについてのご案内です。

第1弾

相続税に興味のある方必見！ 相続税の基礎セミナー



今年の1月より改正が行われた「相続税」についてのお話です。どのように改正されたの？今後、どんな対策をすればよいの？など、不安に感じていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。今回はそんな相続税改正の背景から、対策の注意点まで、講師に税理士を迎えてお話します。ぜひ、この機会に相続税について勉強してみませんか？

日 時／平成 27 年 12 月 2 日 (水) 14:00~16:00 (開場 13:30)

場 所／松本市 キッセイ文化ホール 第3会議室 (定員 20 名)

持 ち 物／筆記用具

講 師／北原 正明 (税理士法人成迫会計事務所 税理士)

下記に該当する方、
ぜひご参加ください！

- ・相続税が発生しそうな方
- ・相続税対策にご興味のある方
- ・不動産を多くお持ちの方

第2弾

払いすぎていませんか？ 固定資産税見直しのポイントセミナー

市町村役場から不動産の所有者(納税義務者)宛てに毎年届く、固定資産納税通知書。皆さんはじっくりと目を通したことはありますか？お持ちの土地家屋がどのように評価され、課税されているのかを把握することで、固定資産税見直しのさまざまなアプローチが見えてきます。

日 時／平成 27 年 12 月 9 日 (水) 14:00~16:00 (開場 13:30)

場 所／松本市 キッセイ文化ホール 第3会議室 (定員 20 名)

持 ち 物／筆記用具

講 師／高橋 由一 (税理士法人成迫会計事務所 職員)

下記に該当する方、
ぜひご参加ください！

- ・固定資産税を負担に思っている方
- ・相続財産のうち不動産の割合が多い方
- ・マンション、アパートなどのテナント経営をしている方

どちらのセミナーも参加費用は無料ですが、予約制となっております。定員になり次第、締め切らせていただきますので、参加希望の方は、下記の電話番号までお早めにご連絡ください。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

お申し込み



相続手続支援センター®松本駅前店 0120-97-3713

受付時間 (月~金) 9:00~17:30

担当 浪岡まで

～相続の現場から～

保証人の地位も相続される



父が亡くなり相続が発生。財産調査をした結果、特に債務もなかったので相続人全員で財産分けをしてから10年後、突然金融機関から債務の弁済の通知が届きました。

金融機関に確認したところ、父は生前、友人が経営する会社の借入において「保証人」になっていたのです。債務者である友人は自己破産をしたとのことで保証人の父のところへ請求がきましたが、すでに亡くなっていたため、相続人のところへ通知が届いたというわけです。

相続はプラスの財産もマイナスの財産も引き継ぎます。そのため亡くなった人の「保証人としての地位」も相続することになります。

債務者自身が弁済している間は保証人には連絡が来ないため、相続が発生してから数年後に連絡があり初めて被相続人（亡くなった人）が保証人になっていたことを知るというケースも。

第三者の保証人になっていることはご本人しか知り得ませんので、ご自身が保証人になっている場合はご家族にしっかりとお伝えしておきましょう。

生前に伝えるのはちょっと・・・という方は、エンディングノートをご活用ください。弊社オリジナルエンディングノートも販売しております。ぜひお問い合わせください。



真の相続対策とは

表面の「相続税セミナー」そして「固定資産税セミナー」、まったく異なる税金についてのセミナーではありますが、「相続税対策」をする上で、どちらも対策に有意義な内容となっておりますので、ご都合のつく方は両方のセミナーのご参加をおすすめ致します。まず、相続対策内容として代表的なものは下記の3つです。

①**節税対策**：お持ちの財産額をできるだけ少なくすることで、相続税がかからないように、もしくは相続税額を減額するために行う対策のこと

②**納税資金対策**：財産が多く、相続税の納税は避けられない場合、財産を引き継ぐ方（相続人等）がしっかり納税できるよう、納税用の資金を備えておく対策のこと

③**遺産分割対策（争続対策）**：お持ちの財産を承継するべき方に円滑にお渡しできるよう、財産を遺す方が、誰に何を遺すかを決め、遺言等を作成すること。

その中でも、固定資産税は上記の①と②に当たります。

①については、不動産をお持ちの方がいる場合、「相続税、固定資産税」をできるだけ少なくするに当たり重要なのが固定資産「評価額」です。

②については、固定資産税の軽減によって納税額が軽減できれば、浮いた額を納税資金として備えることが可能となります。

不動産が相続財産の大きな割合を占める方、固定資産税評価を見直すことは、無駄に支払っていた固定資産税の節約となるだけでなく、相続税対策になるのです。これらの詳細はセミナーの中でじっくりとお話しさせて頂く予定ですのでお楽しみに。真の相続対策とは、税だけが対策ではなく、全体のバランスを見ることが大切です。是非、この機会に「相続税セミナー」と「固定資産税セミナー」二つのセミナーにご参加をください。お待ちしております。